

ラジオ広報（納付方法について）3/10（水）放送

アナ	皆さま、こんにちは。「長寿医療ひとくちメモ」のお時間です。 今週は、後期高齢者医療制度に関する様々な情報をお届けいたします。本日は、昨日に引き続き、後期高齢者医療制度の保険料について、この制度を運営している栃木県後期高齢者医療広域連合の〇〇さんに伺いたいと思います。〇〇さん、よろしくお願いします。
〇〇	はい、よろしくお願いします。
アナ	さて、平成21年度が間もなく終わりますが、今年度の保険料はいつごろまでに納付することになっているのでしょうか。
〇〇	はい、保険料が年金から差し引かれる特別徴収の方は、2月の年金から差し引かれた保険料が最後です。 一方、納付書か口座振替で納めていただく普通徴収の方は、3月1日が納付の期限となっていました。
アナ	今月の初めが納付の期限だったんですね、納付書が見当たらずで、納めることができなかつた方もいるかと思うのですが、その方たちは、どうすればいいのでしょうか。
〇〇	はい、納付書が見当たらない場合は、納付書の再発行ができますので、それで納めていただきたいと思います。 また、納めるのを忘れてしまった場合でも納めることができますので、まずはお住まいの市や町の窓口にご相談いただきたいと思います。 ただし、納付の期限が過ぎてしまっていますので、保険料に加えて督促手数料や延滞金を納めていただく場合もありますので、今後は期限内に納めていただくようお願いします。
アナ	それでは、保険料を忘れずに納められる、なにかいい方法はありませんか。
〇〇	はい、その方法として、口座振替の活用をお勧めしたいと思います。 口座振替をご利用いただくことにより、納付の期日に合わせて、保険料が自動的に引き落としになるため、納め忘れがなくなります。 また、金融機関の窓口に行かなくても保険料をお支払いいただけるので、とても便利です。 保険料の口座振替のお申し込みに関しては、お住まいの市や町の窓口でご相談いただきたいと思います。
アナ	なるほど、口座振替にすると、とても便利なんですね。 それでは、最後に今まで教えていただいたことの他に何か気をつけることはありますか。
	はい、75歳になって新しくこの制度に加入した方などは、保険料の納付方法について気を付けていただきたいと思います。 保険料を年金からの差し引きで納付いただく方法は、制度加入と同時に開始となりませんので、年金から保険料を差し引くことが可能となるまでの当分の間は、納付書で保険料を納めていただくことになります。 その場合、納付書は制度に加入なさった月の翌月以降にお送りしていますので、ご注意ください。
アナ	ありがとうございました。 この番組についてのお問い合わせは、 栃木県後期高齢者医療広域連合 電話028-627-6805 までお願いいたします。 明日は、医療費の適正化について伺います。 〇〇さん、今日はありがとうございました。
〇〇	ありがとうございました。